

役員等の報酬規程

社会福祉法人朋愛会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朋愛会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等に対する職務執行の対価として支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款15条の規定に基づき置かれる理事及び監事、定款第5条の規定に基づき置かれる評議員、定款第6条の規定に基づき置かれる評議員選任・解任委員会の委員、苦情解決第三者委員会の委員、入所検討委員会第三者委員、並びに理事長又は園長の命により法人の職務遂行に必要な第三者をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に対して別表1に定める報酬を支給する。

- 2 役員等に対する報酬は日額報酬とし、理事会又は評議員会等の会議への出席の都度支給する。
- 3 監事が法人及び施設の運営状況についての指導又は監査業務を実施する場合の報酬は日額報酬とし、指導又は監査業務の実施の都度支給する。
- 4 同一日において、第3項及び第4項に定める2つ以上の会議等に出席した場合の報酬の額は、一つの会議等に出席したものとして支給する。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のために出張するときは、その費用の実費を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、旅費規程の適用を受ける職員の例による。
- 3 役員等が理事会及び評議員会等の会議への出席、並びに監事が法人及び施設の運営状況についての指導又は監査業務の実施のための交通費については支給しない。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬

(理事会・評議員会、会議等に参加した場合)

職名等	区分	金額（源泉徴収控除前の金額）
理事	日額	4,000円
評議員	日額	4,000円
監事	日額	4,000円
評議員選任・解任委員会の委員	日額	4,000円
苦情解決第三者委員会の委員	日額	4,000円
入所検討委員会第三者委員	日額	4,000円
理事長、園長の命を受けた第三者	日額	4,000円
監事監査指導料	日額	30,000円